

2011年8月16日 全8頁

# 米国国債格付とバーゼル規制

 資本市場調査部制度調査課  
 吉井 一洋

リスク・ウエイト引上げまでは、まだ余裕あり

## [要約]

- 2011年8月5日、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「S & P」という）※は、米国の長期国債の格付を、「AAA」から「AA+ ネガティブ」に変更した。

※S & Pは金融商品取引法上の無登録格付機関

- バーゼル規制の標準的手法では、米国国債の「AA+」の格付は、リスク・ウエイト 0%の水準である。米国国債の格付が「A+」となった場合は、リスク・ウエイトは 20%となる。その際には、銀行等向け債権も、ソブリンに連動させる方法を採用している国・地域（わが国も含む）の場合は、リスク・ウエイトは 50%に引き上げられる。しかし、「A+」に至るまでには、「AA」、「AA-」といった格付があり、まだ余裕がある。米国国債について複数の適格格付機関の格付がある場合は、2番目に低いリスク・ウエイトが適用されるし、カントリー・リスク・スコアを利用できる場合もある。
- なお、米国の銀行等においては、バーゼル規制（いわゆるバーゼルⅡ）の標準的手法は導入されておらず、内部格付手法採用行以外は、米国国債には 0%、米国の銀行等向け債権には 20%のリスク・ウエイトが適用されている。

## 1. 米国債の格付の現状

◎わが国の銀行等が保有する米国国債に対する、自己資本比率規制上の適格格付機関による格付は下記の表1のとおりである。

図表1 自己資本比率規制上の適格格付機関による米国長期国債の格付

格付機関	米国の長期国債格付
スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「S & P」という）※ <sup>1</sup>	AA+ ネガティブ（金商法上の無登録格付）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「Moody's」という）※ <sup>1</sup>	A a a ネガティブ（金商法上の無登録格付）
フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という）※ <sup>1</sup>	AAA 安定的 ※ <sup>2</sup> （金商法上の無登録格付）
株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という）	AAA 安定的
株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という）	AAA 安定的

※<sup>1</sup> 金融商品取引法（金商法）上の無登録格付機関である。

大和証券グループ 株式会社大和総研 丸の内オフィス 〒100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー

このレポートは投資勧誘を意図して提供するものではありません。このレポートの掲載情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。株大和総研の親会社である株大和総研ホールディングスと大和証券キャピタル・マーケット(株)及び大和証券(株)は、株大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は株大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等はご遠慮ください。

※2 ただし、米国ソブリン格付の見直しを2011年8月末までに完了させる見込みである。

(出所) 各社HPなどに基づき、大和総研資本市場調査部制度調査課作成

◎経済協力開発機構（以下「OECD」）又は輸出信用機関（以下「ECA」）の定めるカントリー・リスク・スコアのうち、OECDが定めるカントリー・リスク・スコアでは米国は一番リスクが低い「0」（2011年7月1日時点）、ECAである独立行政法人日本貿易保険でも、一番リスクが低い「A」（2011年8月3日時点）となっている。

## 2. バーゼル規制のリスク・ウェイトへの影響（標準的手法の場合）

### (1) 米国国債のリスク・ウェイトへの影響

#### i. わが国の銀行等保有分

◎わが国の銀行等が保有している米国国債のリスク・ウェイトは、標準的手法を採用している銀行等の場合は、S&Pの「AA+」という格付でも、依然として0%である。リスク・ウェイトが20%となる「A+」までの間には、「AA」、「AA-」といった格付があり、まだ余裕がある。

◎さらに、ソブリン向け債権に複数の格付機関の格付、又は経済協力開発機構（以下「OECD」という）や輸出信用機関（以下「ECA」という）が定めるカントリー・リスク・スコアがある場合は、国内銀行等の使用する適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアに基づくリスク・ウェイトのうち、最も低い方から2番目のリスク・ウェイトを用いることとされている。

◎米国国債の他の適格格付機関による格付は、Moody's がネガティブとしており、フィッチが2011年8月末までに見直しを完了させるとしているものの、現段階では各機関とも最上位の格付を維持している。さらに、米国の場合は、カントリー・リスク・スコアも、現段階では一番リスクが低いとされる水準である。

◎ちなみに、わが国の地方銀行では、S&P、Moody's、R&I、JCRを適格格付機関としている銀行が多い模様である。カントリー・リスク・スコアを用いている旨を注記している銀行は少ない。

#### ii. 米国銀行等の保有分

◎米国では、バーゼルⅡの標準的手法が導入されておらず、内部格付手法採用行でない場合は、米国を始めOECD加盟国のソブリン（又は中央銀行）が発行する証券又はこれらに対する債権（直接請求権）のリスク・ウェイトは0%とされている。

#### iii. その他の海外銀行等の保有分

◎バーゼル規制の原文のソブリン向け債権のリスク・ウェイトで見ると、米国国債のS&Pによる「AA+」という格付は、依然としてリスク・ウェイト0%の水準である。リスク・ウェイトが20%となる「A+」までには、「AA」、「AA-」といった格付があり、まだ余裕がある。

◎さらに、バーゼル規制の原文でも、ソブリン向け債権に、銀行が選択した複数の格付機関による格付がある場合は、国内銀行等の使用する適格格付機関の格付に基づくリスク・ウェイトのうち、最も低い方から2番目のリスク・ウェイトを用いることとされている。米国国債の他の適格格付機関の格付は、Moody's がネガティブとしており、フィッチが2011年8月末までに見直しを完了させるとしているが、両者とも現段階では最上位の格付を維持している。

- ◎また、バーゼル規制の原文では、監督当局の裁量により、輸出信用機関（ECA）がソブリン向けに付したカントリー・リスク・スコアを利用してもよいこととされている。EUや英国でもこのような取扱いを認めている。ECAはリスク・スコアを公表し、OECD方式に従っていなくてはならない。OECDのカントリー・リスク・スコアでは米国が一番リスクが低い0（2011年7月1日時点）である。
- ◎ちなみに、バーゼル規制の原文では、各国の選択により、自国通貨で調達された自国通貨建ての自国のソブリン（又は中央銀行）向けの債権については、原則よりも低いリスク・ウェイトを適用できる。この取扱いが適用された場合、他の監督当局も、監督下の銀行に対し、当該通貨で調達された当該通貨建てのソブリン（又は中央銀行）向け債権に、同じリスク・ウェイトの適用を認めてよいこととされている。
- ◎さらに、EUや英国では、ECやEEA（欧州経済領域）と同等以上の監督及び規制の取極めを適用しているEU域外の第三国の権限ある政府が、本来適用されるべきリスク・ウェイトよりも低いリスク・ウェイトを、当該国の通貨で調達した当該国のソブリン（又は中央銀行）向けの当該国通貨建て債権に適用している場合は、EU加盟国や英国の銀行等においても同様の取扱いを適用してよいこととしている。
- ◎しかし、米国の場合は、そもそもバーゼル規制の標準的手法を適用していないため、バーゼル規制の標準的手法を適用している他の諸国（EU加盟国や英国を含む）において、上記のような取扱いは認められないものと思われる。

## (2) 米国の銀行等向け債権<sup>1</sup>のリスク・ウェイトへの影響（標準的手法の場合）

### i. わが国の銀行等保有分

- ◎わが国では、銀行等<sup>2</sup>向け債権のリスク・ウェイトに関しては、バーゼル規制の原文のオプション1を採用している。即ち、設立国のソブリン向け債権に対するリスク・ウェイトよりも一段階高い（重い）リスク・ウェイトを付与する方法を用いている。ソブリン向け債権のリスク・ウェイトが0%、20%、50%である場合は、銀行等向け債権のリスク・ウェイトは20%、50%、100%となる。
- ◎さらに、ソブリン向け債権に複数の格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアがある場合は、国内銀行等の使用する適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアに基づくリスク・ウェイトのうち、最も低い方から2番目のリスク・ウェイトを用いることとされている。
- ◎S & Pの米国国債向け債権の格付が「AA+ネガティブ」の段階では、米国の銀行等向け債権のリスク・ウェイトは20%である。リスク・ウェイトが50%となる水準である「A+」までには、「AA」、「AA-」といった格付があり、まだ余裕がある。他の適格格付機関の格付についても、Moody'sがネガティブとしており、フィッチが2011年8月末までに見直しを完了させるとしているが、各機関とも現段階では最上位の格付を維持している。OECDのカントリー・リスク・スコアでも輸出信用機関である独立行政法人日本貿易保険でも、現段階では一番リスクが低いとされる水準である。

<sup>1</sup> 銀行等の資本調達手段に該当する場合は、リスク・ウェイトは100%

<sup>2</sup> 銀行持株会社やバーゼル規制又はこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む）の適用を受ける第一種金融商品取引業者も同様に扱われる。

## ii. 米国銀行等保有分

◎米国ではまだ、バーゼルⅡの標準的手法は導入されておらず、内部格付手法採用行でない場合は、OECD加盟国の金融機関向け債権（請求権）のリスク・ウェイトは20%とされている。

## iii. その他の海外銀行等保有分

◎海外の銀行等が保有する米国の銀行等<sup>3</sup>向け債権の場合は、その海外銀行等の監督当局が、バーゼル規制の原文のオプション1を採用していれば、米国国債等のソブリン向け債権の格付の影響を受ける。（ソブリン向け債権の取扱いについては、(1)のiiiを参照）。

◎オプション2を選択している国・地域の銀行等の場合は、米国国債の格下げは、米国の銀行等向け債権のリスク・ウェイトに直接には影響を与えない。

◎各国の監督当局が、自国通貨で調達された自国通貨建ての自国のソブリン（又は中央銀行）向けの債権について低いリスク・ウェイトを適用する場合は、オプション1、2いずれを選択している場合であっても、自国通貨で調達された自国通貨建ての短期債権（当初の満期が3月以内）のリスク・ウェイトは、そのソブリン向け債権のリスク・ウェイトよりも一段高いリスク・ウェイト（ただし、下限は20%）を適用することができる（短期債権の特例2）。しかし、米国はこの規定とは関係なく、内部格付手法採用行以外の自国の銀行等向け債権のリスク・ウェイトを20%としている。

◎EUの自己資本比率規制では、バーゼル規制の原文と同様に、オプション1、オプション2の適用を認めている。英国はオプション2を適用しているので、ソブリンのリスク・ウェイトの変更の影響を直接には受けない。

◎ちなみに、EUでは、(1)のiiiで述べたとおり、ECやEEAと同等以上の監督及び規制の取極めを適用しているEU域外の第三国の権限ある政府が、本来適用されるべきリスク・ウェイトよりも低いリスク・ウェイトを、自国の通貨で調達した自国のソブリン（又は中央銀行）の自国通貨建て債権に適用している場合は、EU加盟国の銀行等においても同様の取扱いを適用してよいこととしている。この特例を適用している場合は、当該第三国の当該国の通貨で調達した残存期間3ヶ月以内の当該国通貨建ての銀行等向け債権に対して、当該国のソブリン（又は中央銀行）向け債権よりも1ランク高い（重い）リスク・ウェイトを適用することができる。英国でも同様の特例が見られる。

◎しかし、米国の場合は、そもそもバーゼル規制の標準的手法を適用していないため、バーゼル規制の標準的手法を適用している他の諸国（EU加盟国や英国を含む）において、上記のような取扱いは認められないものと思われる。

---

<sup>3</sup> バーゼル規制（特にリスク・ベースの自己資本規制）による監督規制の取極めと類似の取極め（系列子会社を含めた連結ベースの規制・監督）に従っている証券会社も同様に取り扱われる。

## 参考 ソブリン向け債権、銀行等・証券会社向け債権のリスク・ウェイト

### (1) わが国の標準的手法におけるリスク・ウェイト

#### i. ソブリン向け債権

◎銀行等の自己資本比率規制においては、わが国の告示では、中央政府及び中央銀行向け債権の標準的手法におけるリスク・ウェイトは、格付又はカントリー・リスク・スコアに応じ、下記のとおり定められている。

#### ①適格格付機関の付与する格付による場合

信用リスク区分	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	
S & P の格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～BB-	B+～B-	B-未満	無格付
Moody's の格付	Aaa～Aa3	A1～A3	Baa1～Baa3	Ba1～Ba3	B1～B3	B3 未満	無格付
フィッチの格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～BB-	B+～B-	B-未満	無格付
R&I の格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～BB-	B+～B-	B-未満	無格付
JCR の格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～BB	BB-～B-	B-未満	無格付
リスク・ウェイト	0%	20%	50%	100%		150%	100%

※ バーゼルⅡにおける適格格付機関の格付と告示上のリスク・ウェイトとの対応関係（マッピング）について（平成18年3月31日 金融庁）による

#### ②カントリー・リスク・スコアの場合

信用リスク区分 (カントリー・リスク・スコア)	0	1	2	3	4	5	6	7
リスク・ウェイト	0%		20%	50%	100%			150%

◎ただし、日本国政府及び日本銀行向けの円建ての債権で円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、格付機関の格付やカントリー・リスク・スコアに関係なく 0%とされている。したがって、円建ての日本国債のリスク・ウェイトは0%である。

## ii. 銀行等向け債権<sup>4</sup>

◎銀行等（預金金融機関）向けの債権は、個々の銀行等・証券会社ごとの格付ではなく、設立国の中央政府の格付又はカントリースコアに連動して決定される。

①適格格付機関の付与する格付による場合

信用リスク区分	3-1	3-2	3-3	3-4	
S & P の格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～B-	B-未満	無格付
Moody's の格付	Aaa～Aa3	A1～A3	Baa1～B3	B3 未満	無格付
フィッチの格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～B-	B-未満	無格付
R&I の格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～B-	B-未満	無格付
JCR の格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～B-	B-未満	無格付
リスク・ウェイト	20%	50%	100%	150%	100%

※ バーゼルⅡにおける適格格付機関の格付と告示上のリスク・ウェイトとの対応関係（マッピング）について（平成18年3月31日 金融庁）による

②カントリー・リスク・スコアの場合

信用リスク区分 (カントリー・リスク・スコア)	0	1	2	3	4	5	6	7
リスク・ウェイト	20%		50%	100%				150%

◎ただし、①、②にかかわらず、次のように取り扱われる。

◇円建てで調達された銀行等向けの円建ての短期債権（信用供与を受けた日から満期までの期間が3ヶ月以内）のリスク・ウェイトは上記に関係なく20%とされる。

◇銀行等向けの債権が当該銀行等の資本調達手段である場合には、リスク・ウェイトは100%となる。

## (2) バーゼル規制原文の標準的手法におけるリスク・ウェイト

### i. ソブリン向け債権

◎ソブリン（又は中央銀行）向け債権のリスク・ウェイトは、適格な外部信用評価機関（E C A I）の格付に応じて次のように定めている。

信用格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～B-	B-未満	無格付
リスク・ウェイト	0%	20%	50%	100%	150%	100%

◎ただし、各国の裁量により、自国通貨で調達された自国通貨建ての自国のソブリン（又は中央銀行）向

<sup>4</sup> 脚注1参照

けの債権については、上記よりも低いリスク・ウェイトを適用できる（わが国はこの選択肢を活用している）。この取扱いが適用された場合、他の監督当局も監督下の銀行に対し、当該通貨で調達された当該通貨建てのソブリン（又は中央銀行）向け債権に、同じリスク・ウェイトの適用を認めてよいこととされている。

◎ソブリン向け債権のリスク・ウェイトの決定においては、監督当局の裁量により、輸出信用機関（ECA）がソブリンに付したカントリー・リスク・スコアを利用してもよい。リスク・スコアが適格となるためには、ECAはリスク・スコアを公表し、OECD方式に従っていなくてはならない。ECAのリスク・スコアによるリスク・ウェイトは次のとおりである。わが国でも、OECDもしくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアの使用を認めている。

ECAリスク・スコア	0～1	2	3	4～6	7
リスク・ウェイト	0%	20%	50%	100%	150%

## ii. 銀行等向け債権<sup>5</sup>

◎銀行等向け債権の取扱いには次の2つのオプションがある。各国の監督当局は、その管轄地域の全ての銀行に対してこのうちの1つを適用する。

オプション1：設立国のソブリンに対するリスク・ウェイトよりも一段階高いリスク・ウェイトを付与する方法。この場合のリスク・ウェイトは下記のとおりである。

ソブリンの信用格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～B-	B-未満	無格付
リスク・ウェイト	20%	50%	100%		150%	100%

オプション2：外部信用評価機関（ECAI）による当該銀行等・証券会社向け債権の格付に基づき下記のとおり、リスク・ウェイトを付す。この場合、短期債権（原契約期間が3ヶ月以下の債権）には、20%を下限として一段階低いリスク・ウェイトを適用してもよい（短期債権の特例1）。

銀行等・証券会社の信用格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～B-	B-未満	無格付
リスク・ウェイト	20%	50%		100%	150%	50%
短期債権の特例	20%			50%	150%	20%

◎各国の監督当局が、自国通貨で調達された自国通貨建ての自国のソブリン（又は中央銀行）向けの債権について低いリスク・ウェイトを適用する場合は、オプション1、2いずれを選択している場合であっても、自国通貨で調達された自国通貨建ての短期債権のリスク・ウェイトは、そのソブリン向け債権のリスク・ウェイトよりも一段高いリスク・ウェイトを適用することができる（短期債権の特例2）。

◎オプション2を適用する場合、インターバンクの短期債権については、個別の短期格付の有無に応じて次のように取り扱う。

<sup>5</sup> 脚注2参照

- 原契約期間が3ヶ月以内の短期債権について、短期格付が無い場合は、上記の短期債権の特例1、2を適用する。
  - 短期格付があり、当該格付が上記優遇措置よりもさらに有利又は同等のリスク・ウェイトに変換される場合、当該短期格付は当該短期債権のみに適用される。
  - ある銀行向け債権の短期格付が不利なリスク・ウェイトに変換される場合、インターバンク向け短期債権の優遇措置を適用することはできない。全ての無格付の短期債権には、当該短期格付に対して適用されるのと同じリスク・ウェイトを適用すべきである。
- ◎銀行等向けの債権が当該銀行等の資本調達手段である場合には、リスク・ウェイトは100%となる。

# 無登録格付に関する説明書

(スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ用)

当書面は、金融商品取引法の改正により格付会社に対する規制が導入されたことを受けて、ご案内するものです。

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

## ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

## ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

## ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

## ○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、品質および量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&P は、提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付および格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。

以上

---

この情報は、平成 23 年 8 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## 無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク用)

当書面は、金融商品取引法の改正により格付会社に対する規制が導入されたことを受けて、ご案内するものです。

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

以 上

---

この情報は、平成22年10月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## 無登録格付に関する説明書 (フィッチ・レーティングス用)

当書面は、金融商品取引法の改正により格付会社に対する規制が導入されたことを受けて、ご案内するものです。

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）  
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社  
（金融庁長官（格付）第7号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

以上

この情報は、平成22年12月17日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。